

私は、23年度西尾市一般会計決算認定について反対の立場で討論いたします。

23年度は、合併初年度の決算であります。財政指数はいずれも大幅な悪化となりました。すなわち、財政力指数は1.01から0.95と1.0を割り込み、本市の財政力が西三河8市の最下位になったことは、新聞紙上でも報道された通りですが、自動車産業ほかの落ち込みによる税収減が小幅に収まったために、23年度は、よくこの程度に止まったと捉えなければなりません。

収入に占める経費の割合を示す経常収支比率は87.8%に達しています。経常収支比率は都市にあっては75%程度が妥当とされ、80%を超えたら経常経費の抑制に努めなければなりません。本市では、榊原市長になってからの3年間、平成20年の79.9が83.2に、そして87.7と悪化し続けました。87.8%は、赤信号に突入です。

地方債現在高は411億円に上り、公債費比率、すなわち一般財源に占める公債費（借金）の割合は22年度の6.7から8.3に急上昇。そして、公債費による財政負担の程度を示す公債費負担比率も9.1から11.3に2.2ポイントのアップとなりました。これは、広域連合のごみ焼却施設とホワイトウェイブの建設債36億円余が大きく影響しているものです。

ごみ焼却施設については、この借金を返しながらかの建替え100億～120億円といわれる事業のための基金積立を始めなければならないのです。この事実を見ずして、あれもやってくれ、これもやってくれの大合唱では、議会人として無責任に過ぎます。

市長の財政立て直し意識のなさは目を覆うばかりで論外です。23年度は、もちろん予算という特殊性はあったにしても、これだけ財政数値が悪化したにも拘わらず、「財政力指数の全国平均は0.67だから、それより良い」との放言は許されません。その論法でいけば、3町は、合併する必要などなかったこととなります。この体たらくで合併特例の交付税措置がなくなったらどうするのですか。一挙に歳出全部を締めるのですか。

退職金基金も積まないといひます。基金を積むことすら出来ない…基金を積むと事業が出来なくなる証左で、財政逼迫を露呈しているではありませんか。旧市はもちろん、旧3町時代でも職員退職基金組合に積んで、大量の退職者があっても一般会計を圧迫せずやって来られたのです。

年間13億円に及ぶ退職金が生じることが判っているのに、市長は、自分の在任中だけ大盤振る舞いで、いい顔ができればよいということですか。次の市長が困って事業が出来なくなっても構わないというなら、そりゃ酷い話で、迷惑をこうむるのは市民です。

金がない、金がないと言うだけではダメで、必要などころにはキチンとつける取捨選択がなければ、新西尾市の将来展望は望めず、市域全般で、どんどん元気がなくなってしまいます。

3年間で40億円の削減が掲げられていますが、本当にその程度で済むのか、先行きはまったく不透明なままです。断固たる財政規律の強化を指示すべき市長が、合併が済んだというだけで無為無策のまま安穩としているのは、許されません。

「合併は究極の行財政改革だ」と言いながら、この体たらくです。

さて、消防団についての支出には依然として問題がありました。

9款消防費のうち非常備消防費、交付金の支出については、本市の消防団条例及び交付金交付要綱に違反し、妥当性を大きく欠いています。

同交付金では、ほとんどが費用弁償として支出されていました。そもそも、消防団活動に必要な費用は、報酬、費用弁償、需用費、備品費で十分に賄われているはずであります。また、消防団条例には消防「団員」に報酬と費用弁償を支払う規定はありますが、運営交付金を交付するとの規定はないのですから、これが既に条例違反です。

仮に、交付金による費用弁償の支払いが許されるとしても、23年度もまた、その支出内容には、不適切なものが多く見られ、訓練の水増しや必要以上の点検等が疑わしいと監査委員から指摘を受けていたのは、議員諸君もご存知の通りです。しかし、決算では、それらの指摘は何ら修正されないままでした。

修正されなかった1点目は、明らかに消防団活動とはならない通夜や葬儀、各種会合への来賓出席、重複支出などが「交付金にあたらぬ」と認定されながら、市に返還されず、消防団内部で費消されてしまっていた点です。

交付金交付要綱第9条では、市長は「次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の全部若しくは一部を取消し、又は返還させることができる」とあり、同条第2号には「交付金を、その他消防団活動事業に規定する経費以外に使用したとき」と定めているのです。

従って、市長は、交付金にあたらぬ支出については、市にこれを返還させなければならなかった。その責務を怠って、明らかに市民に損害を与えたのであります。税金を納めさせる必要をわかっていながら、それを課税することも、払わせることもしなければ、市長は、市に損害を与えたことになるのと同様であります。出納閉鎖期間内の修正、市への返金手続きは可能であったはずで。

2点目は、訓練や点検の水増しの疑いや紛らわしい遣い方が、監査委員の指摘にも拘わらず、修正されなかった点です。各分団における度重なる会議も、会議録はなく、単なる連絡や打ち合わせ程度であったといいますが、費用弁償の交付を受けています。訓練や点検も各団によって、回数も内容も非常に大きな格差があり「公費による宴会」が発覚した後の23年下半期にあっては、特段に訓練や点検が増えている団があることから、私は、その妥当性に疑義をもちます。しかし、消防本部からも、何をどう精査したかについての詳細説明はなく、説明責任はまったく果たされませんでした。

西尾市消防団となったにも拘わらず、旧3町の悪しき慣習のまま各分団それぞれに活動を行い、3月末日に剰余金があったにも拘わらず不用額として返還することなく、団長は全額を各分団に分配し、お手盛りで交付金を使いきったことが明らかとなりました。

この点でも、剰余金の返済義務を定めた交付金要綱第10条に違反しています。

何でもかんでも、ともかく報告すれば、それが「実績」として認められるという実態であり、なかには自民党県議団との意見交換会といった政治活動と目されるもの、議員との懇談、果ては議会傍聴、団員勧誘にまで日当が払われていました。消防団長もさりながら、市長と消防本部がそれを許している。管理監督責任の欠如そのものであります。

消防本部が24年度から、交付金を廃止し、報酬の外に支給するのは費用弁償のみとしたことについては、私も一定の評価をいたします。しかし、それならば、同時に、消防長は23年度中の消防団活動の内容についても、その可否を検討し、決算委員会で、検討の詳細と改善結果を示すべきでした。なぜなら、水増しや紛らわしい用途の件数は、決算委員会の席上の監査委員事務局をして、整理し、答弁するには数時間を要すると言うほど多かったからです。

正規の費用弁償の支出をみても、吉良消防団では、団長副団長そろって赤穂義士の追善供養と称して東京出張が認められるなど、まさに既得権候でありましょう。

24年度の費用弁償は、23年度実績を参考に予算執行されます。23年度支出が適正、妥当でなければ、24年度支出もまた信頼されないことを、当局は考えなかったのでしょうか。

とはいえ、23年度中の消防本部と団長のやりとりは、旧来の悪しき慣習との闘いであつたでしょう。会議録によれば、分団詰所での飲酒厳禁を命令する消防長に対して、消防団長は、以下のように反発しています。

- ・消防長 詰所での飲酒は一切禁止。
- ・団長 飲酒=悪というのはおかしいのではないかと。消防団員は酒を飲むためにやっているわけでもなんでもない。詰所というのは、団員がコミュニケーションをとり、団結を深める場所。住民にもそういう理解がなされている。
- ・消防長 訓練中飲んでいないといっても、市民に誤解を招く。匿名からの手紙にもあるように、市民に理解を得られない。
- ・団長 匿名は、取り扱わないというのが基本ではないか？
- ・消防長 「詰所では一切お酒を飲まない」とする。

非常勤特別職公務員の自覚はどこにあるのか。このやりとりは、24年1月のものですが、これ以前の23年度当初から、分団詰所での飲酒禁止は再三再四、消防本部から命令が出されていたことが記録されているのですから驚くばかりです。

市民の生命と財産を守る消防の指揮命令系統がこれほど揺らいでいて、よいのかであります。火災現場での指揮命令の混乱は、正に、人命に関わります。

---

今月14日、夕張市では、消防本部で08年以降260万円に上る消防団活動関連の使途不明金、不正経理があったと発表しています。

詳細は調査中とのことですが、本市においても、訓練や点検の水増しの疑い、紛らわしい使途が究明されず、再発防止策も明らかにされずでは、消防団不要論をわざわざ起こしているようなものです。こんなことでは市民は納得しません。旧市だけでなく、旧3町からも不信の声は高まっているのです。

加えて、合併後も市内で2つの制度が残ったままになっているのは勿論、3団を1つにするなど最低限の行革すら未だ緒についていないのです。

市長は、消防団に対して余りにも異常と言えるほど甘く、特に、消防団が存在しない旧市の住民からすれば、理解を超えています。こんなことで「旧1市3町の融和を」と言われても、白けるばかりです。

また、これまで多くの疑義を指摘した監査委員も、決算委員会ではハッキリ苦言を呈されず、首を傾げざるを得ませんでした。

新市としての制度設計に至らないこの問題を、私は、合併の象徴的な課題だと考えています。ゆえに、消防団のあり方をさまざまに提言してきたのです。団を存続させようというなら、既得権を主張するばかりではなく、襟を正した上で、主張すべきは主張すればよいのです。建設的な意見で真っ向勝負を挑んでこそ、意気高い消防団なのではありませんか。

以上、9款についての言及が主になりましたが、前段で述べた財政規律の欠如、そして市長の怠慢による条例違反は17万市民への背信行為であり、市民の利益を大きく損ねることを理由に、本決算に反対の討論といたします。